

◎ 「いじめ」 防止について

1, 目的

- (1) 「いじめ」を許さない、起こさせないという強い共通認識をもって、
「いじめ」を防止する体制を、また早期発見する体制を学校の中に確立する。
- (2) 子どもたち一人ひとりが、集団の中で存在感・達成感・満足感を味わい、
充実した生活を送り、共に生き、共に育っていくことの大切さの自覚が持てる
ような体制を学校の中に確立する。

2, 基本的な考え方・基本的姿勢

- (1) 「いじめ」はどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者
にもなり得るという認識に立って、学校教育計画の中に「いじめ」を防止していくシステムを
確立していく。
- (2) 子どもたちの日常生活を注意深く観察し、「いじめの芽が見られたら、ただちに適切な対応が
とれる体制を確立する。
- (3) 「いじめ」に対応していく場合、次のことを意識していく。
 - ① 「いじめ」をいち早く発見し、「いじめ」を防ぐのは、学校の大切な役割である。
 - ② 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、被害児童を孤立させいじめを深刻
化させると認識し、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という意識を強く持つ。
 - ③ 簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情を調査し、被害児童・保護者
に寄り添いながら対応をする。
 - ④ 見えない所でいじめが発生しているかもしれないと考え、予防的な生徒指導体制の充実に
努める。

いじめ防止・早期発見のための取組

(1) 堺市「改訂いじめ対応チェックシート」を常備し、教師のアンテナを高くする。

(2) 生活目標で対処していく（児童会や人権委員会などと連携）。

① いじめを未然に予防する意識を高めあう生活目標を考える。

② 集団遊びや異学年交流

・生活目標とタイアップして取り組む

・仲間づくりの取り組みを通して人間関係を豊かにする。

(3) 子ども一人一人が、居場所や出番を実感できる学級経営～自己有用感を実感できる～

① 一人一人に応じたわかりやすい授業を行う。

② 深く児童を理解することに努め、人権教育・道徳教育・特別支援教育・生活指導の充実を図る。

③ 児童が居場所や出番を実感し、生き生きと楽しく、学校生活が送れるようにする。

④ 学年打ち合わせの中で、「子どもの人間関係」について情報共有し、いじめ防止に向け常に話し合う。また、学年での情報を校内で共有し、組織的な対応に努める。

(4) 校内研修を通して、予防や対処について学ぶ。

生徒指導・人権教育・特別支援教育の視点で、児童を深く理解するための研修を推進する。

(5) 各学年、年に1回授業参観で人権教育・道徳教育を実施する。

参観前後に、学年通信で発信する。

(6) 「学校生活アンケート」(いじめ予防アンケート)

学期に1度(年間3回)を行い、早期発見に努める。

(7) いじめの相談窓口の周知といじめ防止授業の実施

児童会や各学級において、児童自らがいじめについて考え、行動する取り組みを行う。

「いじめ」対応について

- ① 児童から相談を受け、いじめの事実を発見した場合、またいじめが疑われる場合は、学校と家庭が情報を共有し、連携して適切な対応をすみやかに行う。
- ② 「いじめは絶対に許されないこと」という毅然とした態度で指導に当たる。加害児童の人格を否定しないよう配慮しつつ、話を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせるようにし、被害児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行う。
- ③ 被害児童には「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもってもらうことを第一とし、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、ていねいにいじめの事実関係を聞き取る。
- ④ 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやしたてる行為は、被害者に対し加害者の行為と同じか、場合によってはそれ以上に辛く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導する。
- ⑤ 事実関係の確認は、双方の話を丁寧に聞き取る（必要に応じて複数体制で聞き取る）。
- ⑥ 被害児童・保護者に対しては、聞き取った事実と指導の経過を報告すると同時に、学校として今後の解決に向けた取り組みの具体策を伝える。
- ⑦ 「いじめ」の対応は教育委員会と連携し、必要に応じて専門機関や警察に相談する。
- ⑧ 担任は被害児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場を持ち、被害児童を見守り支える。
- ⑨ 加害児童に対しては、いじめの背景を理解するように努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように家庭と連携して支援していく。

学校外の教育相談窓口

相談内容		電話番号	受付時間	
こどもの教育 についての 相談	こども電話 教育相談 (こころホーン)	072-270-5561	24 時間 365 日受付	教育センター
	面接教育相談 (ソフィア・堺 5 階)	072-270-8121 (予約制)	火曜から土曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分	教育センター
	面接教育相談 (人権ふれあい センター 3 階)	072-245-2527 (予約制)	火曜から土曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分	教育センター
いじめに関する相談		072-340-3478	月曜から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分	生徒指導課
障害のある幼児・児童・生徒につい ての就学・進学などに関する相談		072-340-2323	月曜から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分	支援教育課

「百舌鳥小学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画

時期	内容
1 学期	・「いじめ防止等対策委員会」を開催 ・1 学期生活目標による人権教育指導(4 月) ・生活目標にタイアップさせた集団遊び ・いじめ予防アンケートの実施(6 月) ・いじめ予防アンケート結果をもとにした指導・支援、職員会議での情報共有 ・生徒指導委員会・人権支援委員会の夏期研修

2学期	・「いじめ防止等対策委員会」を開催 ・2学期生活目標による人権教育指導(9月) ・友だちや自分の良いところ見つけ(全校実施:学級単位) ・生活目標にタイアップさせた集団遊びと異学年交流(ペア学級) ・いじめ予防アンケートの実施(11月) ・いじめ予防アンケート結果をもとにした指導・支援、職員会議での情報共有 ・学校教育アンケート<児童・保護者>の実施(11月) ・学校教育アンケート<児童・保護者>結果の考察→学校評価
3学期	・「いじめ防止等対策委員会」を開催 ・3学期生活目標による人権教育指導(1月)。 ・生活目標にタイアップさせた集団遊びと異学年交流(ペア学級)。 ・いじめ予防アンケートの実施(1月) ・いじめ予防アンケート結果をもとにした指導・支援、職員会議での情報共有 ・学校教育反省を実施し、取り組みの点検および改善 次年度の取り組みを再検討。